

獨協大学学術リポジトリ運用管理要領

平成 28 年 1 月 10 日

制定

(目的)

第 1 条 この要領は、獨協大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術的成果物（以下「学術コンテンツ」という。）を収集し、電子的に蓄積及び保存した上で学内外に広く公表することにより、本学の教育研究活動の発展と充実に資し、学術研究の一層の振興に寄与するために設置する獨協大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用管理について定めることを目的とする。

(統括責任者)

第 2 条 リポジトリの運用及び管理に関する統括責任者は、図書館長とする。

(管理運営事項)

第 3 条 リポジトリの運用及び管理に関する事項は、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）にて審議する。

(所管)

第 4 条 リポジトリの所管は、図書館とする。

(登録対象)

第 5 条 リポジトリの登録対象となる学術コンテンツは、次の各号の要件を全て満たすこととする。

- (1) 本学における学術的な研究の成果又は教育研究に関連した資料であること。
- (2) リポジトリで公表できる電子的フォーマットで作成されていること。
- (3) インターネットの利用により、無償で公表できること。
- (4) 公表にあたり、学術コンテンツの内容が法令、本学諸規程又は公序良俗に反しないこと。
- (5) 第 7 条に定める著作権その他の権利に関する事項が遵守されていること。

2 前項第 1 号に該当する学術的な研究の成果又は教育研究に関連した資料とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学部、学科、研究所その他本学の諸機関が発行する紀要又は論文集に掲載された論文、研究ノートその他の著作物
- (2) 学術論文
- (3) 本学において、博士の学位を授与された者が公表する当該学位の授与に係る論文及びその要旨
- (4) 研究報告書
- (5) 教育資料
- (6) 図書資料
- (7) 図書館長が適当と認めたもの

3 第 1 項第 2 号に定める電子的フォーマットとは、PDF をいう。

(登録申請者及び登録申請手続)

第 6 条 次の各号に掲げる学術コンテンツの登録申請にあたっては、それぞれ当該各号に定める者（以下「登録申請者」という。）が登録申請できるものとする。

- (1) 学部、学科、研究所その他本学の諸機関が発行する紀要又は論文集に掲載された論文、研究ノートその他の著作物

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、若しくは在籍したことのある教職員、又は本学の教職員を主たる構成員とした組織、機関その他団体の代表者

(2) 学術論文

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員

(3) 本学において、博士の学位を授与された者が公表する当該学位の授与に係る論文及びその要旨

博士の学位を授与された者が在籍した研究科の委員長

(4) 研究報告書

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、若しくは在籍したことのある教職員、又は本学の教職員を主たる構成員とした組織、機関その他団体の代表者

(5) 教育資料

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、若しくは在籍したことのある教職員、又は本学の教職員を主たる構成員とした組織、機関その他団体の代表者

(6) 図書資料

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、若しくは在籍したことのある教職員、又は本学の教職員を主たる構成員とした組織、機関その他団体の代表者

(7) 図書館長が適当と認めたもの

当該学術コンテンツの作成に関与した、本学に在籍する、若しくは在籍したことのある教職員、又は本学の教職員を主たる構成員とした組織、機関その他団体の代表者

2 登録申請者は、前項各号に定めるそれぞれの学術コンテンツ、所定の登録申請書及び登録作業に必要なデータを、図書館に対して提出しなければならない。

3 前項の規定により申請された学術コンテンツの登録にあたっては、委員会の審議を経て図書館長の承認を得るものとする。

(著作権その他の権利に関する事項)

第7条 リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録申請者のみに帰属している場合には、登録申請者は次条に定める利用を図書館に対して無償で許諾するものとする。

2 リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録申請者を含む複数の者に帰属している場合には、登録申請者は次条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意を著作権が帰属する全員からあらかじめ得ておかななければならない。

3 リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録申請者以外の者に帰属している場合には、登録申請者は次条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意を当該著作権が帰属する者からあらかじめ得ておかななければならない。

4 リポジトリに登録する学術コンテンツの公表が登録申請者以外の者の肖像権又は個人情報に関する権利に抵触する場合には、登録申請者は当該肖像権又は当該個人情報に関する権利が帰属する者から、公表についての同意をあらかじめ得ておかななければならない。

5 リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が出版社に帰属している場合には、登録申請者は次条に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意を当該出版社からあらかじめ得ておかななければならない。

6 リポジトリに登録された学術コンテンツの著作権は、登録後も著作権者に帰属し、図書館は、次条に定める範囲で利用するものとする。

(学術コンテンツの保存と利用)

第8条 図書館は、第6条の登録申請手続を経た学術コンテンツを、次のとおり利用する。

- (1) 学術コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) インターネットを通じて前号の複製物を不特定多数に無償で公表すること。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のために、学術コンテンツの複製及び媒体変換を行うこと。

(登録内容の削除)

第9条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された学術コンテンツを削除するものとする。ただし、第2号に該当する場合には、委員会の審議を経なければ削除することができないものとする。

- (1) 登録申請者が削除の申請を行ったとき
 - (2) 第5条第1項各号に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき
- 2 前項第2号により削除した場合には、図書館長は削除理由を付して登録申請者に対して遅滞なく通知するものとする。
- 3 第6条第1項第1号及び第4号から第7号に基づき登録された学術コンテンツについて、その登録申請者が団体の代表者であった場合で、当該学術コンテンツの全部又は一部の作成に関与した者から削除の申出があるときは、当該登録申請者は、その削除のために、第1項第1号に定める申請を行うものとする。

(著作権法遵守の広報)

第10条 図書館は、リポジトリの利用者に対し、著作権法で定める権利制限の範囲内で、利用を行うよう周知に努める。

(公表に係る責任)

第11条 リポジトリに公表された学術コンテンツを利用することによって発生した著作権者又は利用者の損害及び不利益についての責任は、登録申請者が負うものとする。

(要領の改廃)

第12条 この要領の改廃は委員会及び部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則 (平成27年内規等第15号)

- 1 この要領は、平成28年1月10日から施行する。
- 2 獨協大学学術リポジトリ暫定運用管理要領は、これを廃止する。

附 則 (2024年内規等第33号)

この要領は、2024年12月10日から施行する。